

令和7年度 第7期第8回 練馬区地域包括ケア推進協議会 会議要録

| | |
|--------|---|
| 1 日時 | 令和8年3月19日(木) 午後6時30分～午後7時45分 |
| 2 場所 | 練馬区役所本庁舎5階庁議室 |
| 3 出席者 | <p>(委員) 16名 宮崎牧子委員長、大森裕美委員長代理、木幡和枝委員、藤野貴志委員、内田敦子委員、生田剛史委員、友光成仁委員、後藤正臣委員、柳沢ゆかり委員、上原雅裕委員、千葉三和子委員、笹川浩利委員、山添友恵委員、鶴浦乃里子委員、青木伸吾委員、佐久間禎子委員</p> <p>(事務局) 13名 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長、ほか高齢者支援課・介護保険課職員8名</p> |
| 4 傍聴者 | 0名 |
| 5 議題 | <p>○ 練馬区地域包括ケア推進協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括支援センターの事業評価について …資料1、資料1別紙 2 令和8年度練馬区地域包括支援センター運営方針(案)について …資料2 3 令和8年度練馬区地域密着型サービス実施指針(案)について …資料3 4 令和8年度地域密着型サービス事業者の公募要項(案)について …資料4 5 区外指定地域密着型サービス事業者の指定について(報告) …資料5 6 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について(報告) …資料6 7 その他 |
| 6 配付資料 | <p>資料1 地域包括支援センターの事業評価について 別紙1-1 地域包括支援センター事業評価の評価指標に係る得点状況について(令和6年度事業実績 区指標分) 別紙1-2 地域包括支援センター事業評価の評価指標に係る得点状況について(令和6年度事業実績 センター指標分)</p> <p>資料2 令和8年度練馬区地域包括支援センター運営方針(案) 資料3 令和8年度練馬区地域密着型サービス実施指針(案) 資料4 令和8年度地域密着型サービス事業者公募要項(案) 資料5 区外指定地域密着型サービス事業者の指定について 資料6 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について(報告)</p> <p>参考資料1 地域包括支援センターにおける計画的な取組推進のための事業評価について 参考資料2 練馬の介護保険状況について(2月分)</p> |

| | |
|-------|--|
| 7 所管課 | <p>(練馬区地域包括支援センターに関すること) 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 TEL : 03 - 5984 - 1187(直通) Eメール : KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(練馬区地域密着型サービスに関すること) 高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係 TEL : 03 - 5984 - 1461(直通) Eメール : KAIG015@city.nerima.tokyo.jp</p> |
|-------|--|

令和7年度 第7期第8回
練馬区地域包括ケア推進協議会

(令和8年3月19日（木）：午後6時30分～午後7時45分)

○委員長

第8回練馬区地域包括ケア推進協議会を開会します。

最初に、委員の出席状況、傍聴者の状況の報告および配付資料について確認します。

○事務局

【委員の出欠・傍聴者の報告、配付資料の確認】

○委員長

案件の1、地域包括支援センターの事業評価について、高齢者支援課長より説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料1について説明】

○委員長

資料1について、ご意見・ご質問はありますか。

○委員

全体的な評価がすごく高く、素晴らしいことだなと思って感心した次第なのですが、100%がこんなにあって本当かなと思いました。

例えば、資料1別紙1-2の3総合相談支援業務で、33番「支援が必要な家族介護者を早期発見するための取組を行っているか」、34番「家族介護者に対するアセスメントを行い、状態やニーズに応じて適切な社会資源に関する情報を提供しているか」となっていますが、指標があるわけでもないし、どうやって、「はい」と回答しているのでしょうか。また、「いいえ」について回答した地域包括支援センターに理由を確認したということですが、「はい」というところにも理由を確認して、好事例は具現化して共有化できたらいいと思います。

○高齢者支援課長

「できている」と答えているところの地域包括支援センターに、どうして「できている」と回答したのかというところまで確認は行っていません。この評価の目的は、自己評価を行い、各地域包括支援センターの中でこの項目について自らの業務を振り返り、質の向上につなげることを目的としています。ただ、おっしゃるとおり、その度合いというのがどうしても自分の中の尺度になってしまうというところは実際にあるかとは思いますが、

自己評価を補完する形でケアマネジャーアンケートを実施しています。

ケアマネジャーからの評価等含め、結果を地域包括支援センターと共有し、実際に本当にできているのか、何を求められているのか、何が改善できるのかというところは、確認しているところです。

また、今回、国の評価項目が大きく変わったことで、評価項目の捉え方が不十分な部分もあったかもしれないので、次回の評価の中ではきめ細やかに見ていけたらと考えています。

○委員

自己評価は本当に難しいとは思いますが。厳しくきちんと、いろいろとアンテナをはりめぐらしてもらい、意見を聞いた上で評価していただければと思います。

○委員

評価のところで、資料1別紙1-2の13番「センター業務にICTを活用するなど、センターの業務効率化に取り組んでいるか」という評価指標が44%になっておりますが、実際に現場としてかなり日々の相談業務などに追われていて、なかなかICTの活用や構築まで手が回らないのかなと感じました。実際にできていないという回答されたところに、区から、なぜできないのかというのを確認して、どのような回答があったかというの、データがあれば教えてください。

○高齢者支援課長

できていないと回答された地域包括支援センターからは、オンライン申請やAIが十分活用できていないというご意見もいただいております。

区としましては、地域包括支援センターに任せるだけではなく、区としても取り組むべき課題というふうに認識しています。

そこで、来年度から全ての地域包括支援センターでオンライン相談ができるように体制を構築していきます。

また、今月から国が進めている、ケアプランデータ連携システムも地域包括支援センターで活用ができるようになりましたので、事業者とのケアプランや報告書などを、ケアプランデータ連携システムを介してやり取りできるようにします。そのため、今ここでできなかったと答えたところも、ICTが進むことでできるようになります。

その他にも地域包括支援センターが使用しているシステムについて、今年度にバージョンアップをしました。これまで手計算で行っていた相談記録の集計なども、システムによって自動集計する形に変わります。

区としてもICT、ITを推進して、DXを区としても進めていきたいと考えております。

○委員長

続いて、案件2、令和8年度練馬区地域包括支援センター運営方針（案）について、高齢者支援課長から説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料2について説明】

○委員長

資料2について、ご意見・ご質問はありますか。

○委員

「地域ケア会議、協議体の運営方針」について、「地域ケア会議を活用し取組み、センター職員の対応力の向上を図る」とありますが、地域ケア会議の会議の仕方や会議自体がより実効性のある会議になっているのかなどについて、会議の仕方やその会議自体の評価というのは実際にどうなっているのでしょうか。

○高齢者支援課長

各地域包括支援センターが質の高い地域ケア会議が開催できるよう、委託の仕様で地域ケア会議を開催するためのマニュアルを示しています。

ばらつきなく標準化された形で開催できるようなどころを目指しておりますが、個々の地域包括支援センターの体制や議題として取り上げられるケースなどにもより多少のばらつきはあるかもしれません。

それにつきましては、担当する所管に毎回全ての地域ケア会議の記録を提出していただき、チェックしております。

必要に応じて各地域包括支援センターに指導も行っておりますし、また、こちらの職員が地域ケア会議に巡回で出席しておりますし、会の運営について必要なアドバイスを行っています。

ただ、地域ケア会議は、1地域包括支援センターに当たり月1回程度開催することとなっておりますので、それが27か所で開催しているのもので、全ての地域ケア、いわゆる個別会議とされるものが我々では把握しきれないというところはあります。

それでも我々としては質の高い会議を開催していきたいと思っておりますので、また気になることがありましたら、ぜひ我々にお声かけいただければと思っております。

○委員

地域包括支援センターの皆様が丁寧に会議をされていることは存じております。

今のお話のとおり、様々なケース、様々な議案が会議の中で諮られており、私ども介護事業所が、その結果について、もしくはその会議を経てそのケースがどのように運ばれていくのかを共有していただくことを望みます。

ぜひ、この「地域ケア会議を活用し」というところ、積極的に私どもの介護事業者も共有させていただけるよう何らかのお計らいをいただければと思っておりますので、お願いいたします。

○委員

運営方針の（２）権利擁護業務の④成年後見制度の活用促進について、「必要に応じて申立ての支援を行う」というところまで各地域包括支援センターの方ができるのか。これはプロに任せた方がいいので、「権利擁護センターほっとサポートねりまにつなぐ」という記載の方が実際に合っているのではないかと私の個人的な意見はそうなのですが、いかがでしょうか。

○高齢者支援課長

もちろん権利擁護センターほっとサポートねりまと地域包括支援センターは連携しているところです。

申立てそのものを支援するのは、おっしゃるとおり地域包括支援センターでは実際には難しいところで、専門機関や総合福祉事務所といった関係機関と連携して行うところです。

一方で、高齢者との日常的な信頼関係を活かし、制度の説明や専門機関につなぐ際の伴走的支援を行うことは、地域包括支援センターの役割であると認識しているところです。

○委員

6ページの「感染症や災害への対応力強化」について、例えば地震などの災害対応の在り方というのは、今現在どのぐらい進んでいらっしゃるのでしょうか。

○高齢者支援課長

感染症や災害が起こったときに事業を継続するためのBCPという計画書を全ての地域包括支援センターで既に作成済みです。

感染症や災害が起こったときには、計画書に則り事業継続できるよう取り組む体制となっています。

○委員

ということは、実際に100%到達していると考えてよろしいのでしょうか。

○高齢者支援課長

BCPの作成は100%達成しています。

○委員長

続きまして、案件3、令和8年度練馬区地域密着型サービス実施指針（案）および案件4、令和8年度地域密着型サービス事業者の公募要項（案）について、この二つの案件をまとめて介護保険課長より説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料3、4について説明】

○委員長

資料3、4について、ご意見・ご質問はありますか。

○委員

この応募要項の応募書類について、点検すべき評価項目がいろいろとあると思いますが、基本的に形式的なものがきちんとしてればよしとするのか、あとは更新についても、指定更新の妨げになる重大な指摘がされなければ通ってしまうかどうかお聞きします。

○介護保険課長

こちらの公募につきましては、公募要項の5ページに記載のとおり、応募に係る提出書類一覧として様々な資料をご提出いただくこととしております。

例えば基本的なことといたしましては、整備する土地の状況が分かる資料や資金計画書によりきちんと収支が立てられて運営できそうなのかということも書類として提出いただく形になっております。

こういった書類に加えて、事業者から事業所開設に向けた計画について説明を受けるプレゼンテーションの場を設けた上で選定しています。それが、まず新規の公募についての手続きとなっております。

あと2点目のご質問について、開設した事業所は、6年間の指定の有効期限があります。6年経つと更新手続きが必要になるという制度です。

その6年の更新期間を迎える際には、区で事業所の確認調査として運営指導を行っています。事業所に実際に区の職員が訪問し、きちんと運営されているかということを書類等もチェックしながら確認しています。

そうした中で問題のあるところがあれば改善を求めた上で、区は指定を更新しています。

○委員長

続いて案件5、区外指定地域密着型サービス事業者の指定について（報告）および案件6、指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について、この二つの案件をまとめて介護保険課長より説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料5、6について説明】

○委員長

資料5、6について、ご意見・ご質問はありますか。

○委員

参考までに伺いたいのですが、資料6について、指定更新に関しては、「過去の運営指導において、指定更新の妨げになるような重大な指摘はなかった」と記されているのですが、運営指導というのは指定更新に対してどれくらいのタイミングで行われているか教えていただきたいです。

○介護保険課長

基本的には、先ほど申し上げましたように指定の有効期限は6年間です。国とでは、6年間の間に1回は運営指導に入るというのを基本としております。

ただ、練馬区におきましては、さらにより頻度を上げまして、3年に1回を基本として運営指導に入るようにしております。指定有効期限になるべく近いタイミングで運営指導に入るように日程調整を行い、運営指導の結果を踏まえて指定更新していかどうかというのを見極めた上で手続きしております。

○委員長

続いて案件7、その他に進みます。参考資料2について、介護保険課長から説明をお願いします。

○介護保険課長

【参考資料2について説明】

○委員長

続いて、机上に配置されております、みらい青空地域包括支援センターについて、高齢者支援課長から説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【『みらい青空地域包括支援センター』内覧会のご案内について説明】

○委員長

最後に、事務局から次回の会議日程等について説明をお願いします。

○事務局

【次回開催日程等について説明】

なお、高齢者基礎調査の御報告につきましては、次回にさせていただきます。

また、第10期練馬区高齢者保健福祉計画の内容等について、今後検討していく内容についても、また次回報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○委員

会議の終わりに申し訳ないのですが、1月の協議会の中で予告されていた高齢者基礎調査について、今回の協議会において報告がありませんでした。

次回以降、高齢者基礎調査報告書を取り扱うとしても、量的に多いので時間内で完結するのでしょうか。

○高齢者支援課長

冒頭にご説明すべきでした。

高齢者基礎調査等報告書は次回ご報告します。

○委員

資料の事前送付はもう少し余裕を持ってお送りいただきたいと思います。

○委員長

これをもって、本日の練馬区地域包括ケア推進協議会を閉会します。